

別紙

松江市情報公開審査会 答申第1号

答 申

1 審査会の結論

松江市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部非公開とした本件審査請求の対象となった公文書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

2 事案の概要

（1）平成21年11月12日に松江市情報公開条例（平成17年3月31日松江市条例第14号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、審査請求人より次のとおり公文書公開請求があった。

（2）本件公文書公開請求の内容

- 1 特定史跡の史跡指定（追加指定に限る）に関する書類一切
- 2 特定史跡の文化財保護法に基づく現状変更許可手続に関する書類一切（追加指定以後かつ追加指定部分に限る）
- 3 2に係る終了報告に関する書類一切
- 4 2及び3の文化庁への進達に係る書類一切
- 5 特定史跡の無断（無許可）現状変更に関する調査、事実確認等に関する書類一切
- 6 特定史跡の無断（無許可）現状変更に関する、全ての関係機関との協議に関する書類一切
- 7 その他、特定史跡の無断（無許可）現状変更に関して作成した書類一切

（3）同年11月25日、松江市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は公開請求者に対し、公文書公開決定等期間特例延長を通知し、同年12月10日、本件請求に対応する公文書に第三者に関する情報が記録されていることから、条例第14条第1項の規定に基づき意見書の提出の機会を付与するため、当該第三者に対し意見書提出に係る通知を行った。

同年12月22日、当該第三者は実施機関に対し、本件公文書の公開に反対する旨の意見書を提出した。

（4）本件公文書公開請求に対して、教育長は同年12月28日付けで次のような決定を行った。

ア 対象公文書

（ア）公開決定の公文書

- 1 特定史跡の追加指定について（通知）

以上、決定内容は公開

(イ) 部分公開決定の公文書

- 1 出張復命書
- 2 特定史跡の追加指定申請について(進達)
- 3 出張復命書
- 4 特定史跡の現状変更許可申請書について
- 5 特定史跡の現状変更について(通知)
- 6 特定史跡の現状変更について(報告)
- 7 特定史跡の現状変更許可申請書について
- 8 特定史跡の現状変更について(通知)
- 9 特定史跡の現状変更許可申請書の完了報告について
- 10 特定史跡の現状変更について
- 11 特定史跡の現状変更について(通知)
- 12 特定史跡の現状変更の完了報告について(進達)
- 13 現地確認記録
- 14 電話(口頭)録取簿

以上、決定内容は部分公開

イ 部分公開決定の公開しない部分

公文書に記載された個人に関する情報、法人等情報及び事務事業執行支障情報

ウ 公開しない理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(条例第7条第2号)、公開することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第7条第3号)及び公開することにより事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの(条例第7条第6号)に該当する部分があるため。当該部分を除いた箇所を公開する部分公開決定とした。

- (5) 審査請求人は、本件公文書の部分公開決定を不服として平成22年1月15日に審査請求を行った。

なお、本件決定については、公開に反対する旨の意見書を提出した第三者が、行政不服審査法第34条第2項に基づき執行停止の申立てを行い、同年2月4日、実施機関が執行停止を決定している。

- (6) 実施機関は、条例第19条第1項の規定に従い、同年3月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書に記載された、個人に関する情報、法人等情報及び事務事業執行支

障情報を非公開とする部分公開決定の取り消しを求める。ただし、個人及び法人等の印影は除く。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第7条第2号「個人に関する情報」該当性について

(ア) 教育長は、「個人に関する情報であるため(条例第7条第2号該当)」との理由で、複数の文書のそれぞれ一部について非公開とする決定を行った。しかし、この決定をした教育長の主張には理由がない。

教育長は、非公開理由を、単に「個人に関する情報であるため」としているが、条例第7条第2号の本文の規定からも明らかなどおり、単に「個人に関する情報である」との理由のみでは、非公開にできない。

「個人に関する情報」のうち、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」のみが非公開とできるものである。この点に関する教育長の非公開理由の説明は、極めて不十分である。

(イ) 条例第7条第2号本文の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されない。この点からしても、教育長の理由は失当である。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 教育長は、「法人等の取引・金融上・経営内容・資産内容等の内部情報に当たり、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるため」との理由をもって、複数の文書のそれぞれ一部について非公開とする決定を行った。しかし、教育長の主張には、理由がない。

条例の目的、公文書の公開を求める市民の権利の保障、原則公開と定めた条例の趣旨からすれば、条例第7条各号に基づく非公開は、あくまでも例外的な場合に限られるのであって、条例第7条第3号の解釈・運用についても、条例の目的、権利、趣旨を最大限尊重し、これらを損なわないよう、限定的に行わなければならない。

したがって、教育長が主観的に、「おそれがある」と考えるだけでは足りず、かつ、当該情報が公開されることにより、法人等の権利や事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというような「抽象的なおそれ」では足りないのである。法人等の有している権利や競争上等の地位が、当該情報の公開によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合であるか、または、法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じうる、と認められることが必要であると解すべきである。

(イ) 教育長の主張する利益侵害等の理由が具体的でないこと

条例第7条第3号の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されない。この点からしても、教育長の理由は失当である。

- (ウ) 将来的な墓地経営にかかる経営方針、事業計画、将来構想は既に明らかであり競争上の地位その他正当な利益を害することはないこと

宗教法人の、将来的な墓地経営の経営方針、事業計画と将来構想については、松江市が情報公開した墓地台帳、文化庁が情報公開した現状変更にかかる手続書類等によって、既に明らかにされている。したがって、それらを公表したからといって、宗教法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとも認められないし、法的保護に値する程度の蓋然性をもって、利益侵害が生じ得ると認められない。

- (エ) 宗教法人の特殊性 - 事業に関する事前の公開が宗教法人法により予定されていること

宗教法人は、公益事業及びその目的に反しない限りで公益事業以外の事業を行うことができる（宗教法人法第6条）。そして、宗教法人法によって、その行う事業に関し、規則制定、認証、登記、公告などの事前の公表手続等を踏襲する義務が、課せられているのである。このような義務を捨象して、このような義務付けがなされていない団体と宗教法人を同列に論じることはできない。

- (オ) 信教の自由とは、無関係であること

宗教法人について、「法人等の取引・金融上・経営内容・資産内容等の内部情報」であるからといって、これを公開することによって、一律に信教の自由を害するとも言えない。教育長が、一律に信教の自由を害するものとして非公開にしたというのであれば、条例第7条第3号の解釈・運用を誤っている。

- (カ) 社会的批判・名誉等について。

団体の社会的批判・名誉等については、条例の趣旨に鑑み、それが保護に値する正当な利益であるか否かを、慎重に検討しなければならない。本件で問題となっている文書は、いずれも文化財保護法にかかる行政手続に関するものであるところ、そこに記載された内容は、行政手続において関係者とどのような協議が行われたか、どのような申請や報告が行われたか等についての内実を示すものにほかならず、行政手続の透明性と公正の確保のためには、公開の要請が高いものである。

- ウ 条例第7条第6号該当性について

- (ア) 教育長は、史跡指定申請や史跡現状変更に関する審査基準や運用に関する内容であり、公にすることにより事務事業の円滑な実施に支障が生ずるおそれがあるとして、複数の文書のそれぞれ一部について非公開とする決定を行った。しかし、この決定をした教育長の理由は失当である。

行政の事務事業に関する情報は、行政手続の透明性や行政行為の客観的適正性

を保障し、住民の行政参加の実効性を確保するために、公開の要請が高いものである。したがって、条例第7条第6号に定める「事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」とは、単に教育長の主観において判断されるだけでは足りず、そのようなおそれが具体的に存在することが、客観的に明白であることを要する。

- (イ) 条例第7条第6号の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されない。

4 実施機関の主張

実施機関の理由説明書及び口頭による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

史跡指定範囲図に隣接した民家名、史跡所有者名、県道拡幅に伴う個人宅名等であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、非公開とした。

(2) 条例第7条第3号該当性について

史跡指定申請や史跡現状変更申請対象地に関する宗教法人名、代表者名、法人代表者の印影や、所有地に関する現状変更行為の具体的な内容であり、直接に行方内容、規模、所要金額がわかる関係書類はもとより、関係図面や現況写真等から類推しても宗教法人が行った行為の経済的内容の情報が判明するものである。また、この宗教法人の取引先が持つ技術やノウハウなど、利害関係者の情報が判明するものである。

これらは法人の内部情報であり、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とした。

(3) 条例第7条第6号該当性について

史跡指定申請や史跡現状変更に関する審査基準や運用に関する内容であり、公開することにより事務事業の円滑な実施に支障が生ずるおそれがあるため、非公開とした。

5 参加人の主張

教育長が部分公開決定により非公開とした部分の決定については、特段異論はない。

公開とした部分については、非公開とされるべきである。

参加人の意見書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 請求権の濫用である(条例第1条・第4条)

条例第4条は「この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を行使するとともに、これによって得た情報を適

正に使用しなければならない。」と定め、条例の目的については、第1条において、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。」と定められている。

本件の公文書公開請求は、過去に中傷文書が配布されているなどの状況に照らせば、参加人その他関係者を不法に攻撃する目的でなされたものであることは明らかである。特定の宗教法人をねらって大量の文書を請求するという態様自体が異様であり、本件請求は、市政への市民参加といった本来の情報公開の趣旨・目的を逸脱したものである。したがって、請求権の濫用として却下（全部非公開）とすべきである。

(2) 法人の権利利益を侵害する（条例第7条第3号）

ア もともと宗教法人は政教分離原則（憲法第20条第3項、同第89条）のもと、信教の自由（憲法第20条第1項）を保障された団体として法人格を与えられたものであり（宗教法人法第1条）、同じ宗教的信念により結成された団体として、利害関係人は檀家等に限られている。したがって、基本的には、宗教法人の性質上、その活動に関して市民一般に対する情報公開の要請は低い（宗教法人法第25条参照）。他方で、本件公開により侵害される権利利益は、名誉権、信教の自由といった、重大な権利利益であり、保護の必要性は高い。

イ 本件では、法人による法令違反行為とそれに対する行政指導が行われたということが問題となる。このような場合、さまざまな情報公開審査会の答申が存在するが、「身体・生活上の法益を侵害するような重大な法令違反」や逆に「軽微な違反」に対する行政指導の場合には、公開されるべきであるという考え方がある。

この考え方に従って本件を検討すると、本件の違反内容は、文化財保護法の許可を得ずに、現状変更を行ったものである。これは、身体・生活上の法益を侵害するような重大な法令違反には該当しない。一方で、違反内容は比較的軽微であるものの、なお公開が許容されるほどの軽微な違反とはいえないと考える。

ウ 宗教法人の性質や、悪質ではない本件違反の内容からしても、公開して市民に知らしめるまでの必要性はない一方、無断現状変更の事実や行政から指導を受けた事実が明らかになった場合に、法人の名誉が毀損されることは明らかであり、ひいては信教の自由も侵害され、公開によって被る不利益は重大である。

(3) 個人の権利利益を侵害する（条例第7条第2号）

無断現状変更を行い、行政指導を受けたことを公開することにより、参加人が個人の立場としても、名誉権及び信教の自由を侵害されるというべきである。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例は、第 1 条で規定されているとおり、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、条例は、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を第 7 条に定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、文化財保護法の規定に基づき、特定史跡の追加指定と現状変更について作成された申請書・報告書等と、それらに関連する出張復命書・現地確認記録等であり、具体的には前記 2 の (4) のアの (イ) に記載した文書である。

これらの文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものである。したがって、条例に定める公文書公開制度の対象公文書となり、条例の規定に基づいて公開・非公開を客観的かつ合理的に判断するものである。

(3) 審査の対象について

審査請求人は、審査請求書において部分公開決定の取り消しを求めているが、「個人及び法人等の印影は除く」としている。

したがって、当審査会では、非公開部分のうち、審査請求人が争わないとした印影の部分については審査の対象とせず、その他の部分が審査の対象となる。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得る情報は、非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、条例第 7 条第 2 号本文の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されないと主張している。

教育長は、本件対象公文書において、歴代松江藩藩主の氏名、公務員の職名・氏名・印影（公務員の職務遂行に関する情報）等は公開し、個人の氏名、電話番号等は本号に該当するため非公開としている。

そこで、本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて検討する。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、出張復命書（別表公文書 1、3）に

おける個人所有の施設名及び個人名、申請書・報告書等（別表公文書 2、4、6、7、9、10、12）において図面に記載のある個人名、現地確認記録（別表公文書 13）における個人名及び電話番号、電話（口頭）録取簿（別表公文書 14）における個人名について、いずれも特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、ただし書きのいずれにも該当しない。

なお、出張復命書、現地確認記録、電話（口頭）録取簿において、教育長は個人名等を含んだ文章について非公開としているが、特定の個人を識別することができる個人名等を除いた部分については、本号に該当しないと判断する。

また、教育長が、対象公文書 6 特定史跡の現状変更について（報告）において、条例第 7 条第 3 号該当として非公開としたもののうち、次のものについては特定の個人を識別することができるものであるため、第 3 号ではなく本号本文に該当するものである。また、当該部分は、その内容及び性質から、ただし書きのいずれにも該当しない。a 写真の顔部分。b 現場代理人届の現場代理人の氏名、生年月日、資格区分。c 管理技術者通知書の管理技術者の氏名、生年月日、経験年数、法定資格等。d 領収証 の取扱者署名（個人名）。

以上のことから、別表に掲げる部分を除いて公開すべきと判断する。

（5）条例第 7 条第 3 号該当性について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、条例第 7 条第 3 号の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されない、と主張している。

教育長は、本件対象公文書において、史跡の所在地、所有者名、廟所の写真等は公開し、法人代表者の印影、申請書・報告書等の内容の一部等は本号に該当するため非公開としている。

そこで、本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて検討する。

ただし、（3）で前述したように、非公開部分のうち、審査請求人が争わないとした印影の部分については審査の対象としない。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、宗教法人の取引業者が作成した試験結果、各種図面、設計内訳書、工程表、工法選定等には具体的な数値、設計図、材料、金額、期間、工法の評価等について記載があり、その業者が作業を実施するにあたって独自に所持しているノウハウなど、生産活動及び生産技術に関する具体的な情報が含まれている。また、契約書、請求書等の各種書類に記載してある請負金額、商品名等については、私人間の契約に関する具体的な情報であり、営業、販

売等に関する情報に該当する。さらに、請求書に記載のある口座情報については、法人の取引及び金融上の内部情報である。これらの情報については、本号本文に該当するものと判断する。また、当該情報は、その内容及び性質から、ただし書きに該当しない。

なお、対象公文書におけるその他の非公開情報については、公開された場合に法人の権利侵害がどのように発生するか、具体的に述べるのが困難である。また、これらの情報のうち、申請書・報告書等に記載されているものについては、文化財保護法の規定により作成されるが、宗教法人の宗教性を問題としているものではないため、公開されると直ちに信教の自由、名誉権が侵害される情報でもない。さらに、各種図面、設計内訳書等に記載されている情報についても、単純な測量のように一般的な方法で算出することができ独自のノウハウとはいえない情報、公表された設計単価のように既に公になっている情報等については、本号に該当せず非公開とはならないと判断する。

以上のことから、別表に掲げる部分を除いて公開すべきと判断する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

本号は、公にすることにより、市等が行う事務又は事業の公正又は円滑な遂行の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある情報等が記録された公文書を、非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、条例第7条第6号の該当性如何は、個別具体的な情報について、各個に判断されるべきであり、具体的な理由が明らかでない限り、非公開にすることは許されない、と主張している。

教育長は、本件対象公文書において、出張復命書の文化庁との協議、現地確認記録、電話（口頭）録取簿について、それぞれ一部を本号に該当するため非公開としている。

そこで、本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて検討する。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、出張復命書（別表公文書1）の文化庁との協議の一部について、公開されると当事者と実施機関の信頼関係が崩れ協力も得にくくなり、事業の遂行に支障が生ずるため、本号に該当する。

その他の非公開情報については、市の事業に支障を及ぼす蓋然性を具体的に説明できないので、本号に該当せず非公開とはならないと判断する。

以上のことから、別表に掲げる部分を除いて公開すべきと判断する。

(7) 以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

公文書	個別文書	枚目	公開しない部分	理由	
1 出張復命書	文化庁との協議記録	1 枚目	施設名(2行目33字目から35字目まで、14行目)	2号	
		2 枚目	5行目5字目から12字目まで	6号	
		2 枚目	施設名(13行目)	2号	
		3 枚目	個人名(15行目、16行目、29行目)	2号	
2 特定史跡の追加指定申請について(進達)	指定範囲図		家屋の個人名	2号	
3 出張復命書	指定地区域 範囲図		家屋の個人名	2号	
4 特定史跡の現状変更許可申請書について	墓所 平面図		家屋の個人名	2号	
	配合試験結果		6行目以降	3号	
	平面図・横断面図		・概算工費の表の数量、単価、金額欄の数値 ・概算工費の表の右側にある補足説明(2行) ・横断面図	3号	
6 特定史跡の現状変更について(報告)	墓所 平面図		家屋の個人名	2号	
	写真	4枚(頁)目	個人の顔部分(上2つ)	2号	
	工事着手届		請負代金額	3号	
	工事しゅん工届		請負代金額	3号	
	現場代理人届		請負金額	3号	
			現場代理人の氏名、生年月日、資格区分	2号	
	工程表		7月、8月、9月、摘要欄の内容	3号	
	設計内訳書	1 枚目		設計金額	3号
		2 枚目		・種別欄の6行目から8行目まで ・細別、規格欄の7行目から8行目まで ・員数、単価、金額欄の数値	3号
		3 枚目		金額欄の数値	3号
		4 枚目		員数、単価、金額欄の数値	3号
		5 枚目		員数、単価、金額欄の数値	3号
6 枚目			員数、金額欄の数値	3号	

6 特定史跡の現状 変更について(報告)	設計内訳書	7 枚目	数量、金額欄の数値	3号
		8 枚目	数量、金額欄の数値	3号
		9 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 列目の 1 行目の括弧の中 ・ 種別欄の 5 行目から 7 行目まで ・ 細別、名称欄の 6 行目 ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 6 行目から 7 行目までの数値 ・ 摘要欄の 5 行目 	3号
		10 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別、細別欄の 5 行目から 7 行目まで ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 5 行目から 8 行目までの数値 	3号
		11 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別欄の 6 行目 ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 6 行目から 7 行目までの数値 	3号
		12 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別欄の 5 行目から 7 行目まで ・ 細別欄の 5 行目、7 行目 ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 5 行目から 7 行目までの数値 ・ 摘要欄の 6 行目から 7 行目まで 	3号
		13 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 4 行目の数値 	3号
		14 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 3 行目の数値 	3号
		15 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 5 行目の数値 	3号
	業務着手通知書		業務委託料金額	3号
	管理技術者通知書		管理技術者の氏名、生年月日、経験年数、法定資格等	2号
	業務工程表		6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月欄の内容	3号
	見積内訳書	1 枚目	見積金額	3号
		2 枚目	員数、単価、金額欄の数値	3号
		3 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量、金額欄の数値 ・ 単価欄の 5 行目の数値 	3号
	建設工事請負契約書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 ・ 請負代金額、消費税額 	3号
	建設追加工事請負契約書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 ・ 請負代金額、消費税額 	3号
	注文請書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 ・ 金額、消費税額 	3号
	注文書		金額、消費税額	3号
請求書	1 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計請求金額 ・ 口座に関する情報 ・ 商品名、規格、数量、単価、金額、備考欄の内容 ・ 小計、消費税及び地方消費税、合計の金額 	3号	

6 特定史跡の現状変更について（報告）	請求書	2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・合計請求金額 ・口座に関する情報 ・商品名、規格、数量、単価、金額欄の内容 ・小計、消費税及び地方消費税、合計の金額 	3号	
	領収証書		金額	3号	
	領収証			金額	3号
				取扱者署名（個人名）	2号
	請求書	1 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・請求金額 ・工事金額、消費税額、計の金額 ・口座に関する情報 	3号	
		2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・請求金額 ・工事金額、消費税額、計の金額 ・口座に関する情報 	3号	
3 枚目		<ul style="list-style-type: none"> ・請求金額 ・数量、単価、金額欄の数値 ・口座に関する情報 	3号		
7 特定史跡の現状変更許可申請書について	墓所 平面図		家屋の個人名	2号	
	平面図・横断面図		横断面図	3号	
	工法選定		4 行目以降	3号	
	当初設計時工法比較表		工法、断面図欄の内容	3号	
	対策工法標準断面図		図面	3号	
9 特定史跡の現状変更許可申請書の完了報告について	墓所 平面図		家屋の個人名	2号	
10 特定史跡の現状変更について	指定範囲図		家屋の個人名	2号	
	造成計画平面図		図面	3号	
	造成計画断面図		図面	3号	
	完成平面図		図面	3号	
12 特定史跡の現状変更の完了報告について（進達）	指定範囲図		家屋の個人名	2号	
	造成計画平面図		図面	3号	
	造成計画断面図		図面	3号	
	完成平面図		図面	3号	
13 現地確認記録			個人名	2号	
	現地調査		個人名、電話番号	2号	
14 電話（口頭）録取簿			個人名	2号	

(参考)

1 諮問第1号に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成22年3月18日	実施機関から松江市情報公開審査会に対して諮問
平成22年4月19日	実施機関から理由説明書を受理
平成22年5月18日	審査請求人及び参加人から意見書を受理
平成22年6月7日 (第4回審査会)	審議
平成22年7月16日 (第5回審査会)	審議
平成22年8月23日 (第6回審査会)	審議 実施機関の意見陳述
平成22年10月14日	審査請求人から意見書を受理
平成22年10月15日 (第7回審査会)	審議 審査請求人の意見陳述
平成22年11月26日 (第8回審査会)	審議
平成22年12月27日 (第9回審査会)	審議
平成23年1月24日 (第10回審査会)	審議
平成23年2月10日	審査請求人から資料を受理
平成23年3月31日	松江市情報公開審査会から実施機関に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
吾 郷 計 宜	弁護士	会長職務代理者
居 石 正 和	島根大学法文学部 教授	会長
北 尾 リツ子	元総務省行政相談委員	
藤 原 秀 晶	山陰中央新報社 論説委員	
三 谷 仁 美	島根大学大学院法務研究科 講師	